

令和 2 年 7 月 1 5 日
出入国在留管理庁

令和2年7月豪雨で被災された方の在留カード関係の届出・申請について

令和2年7月豪雨で被災された方の在留カード関係の届出・申請について、以下のとおりお知らせします。

- 在留カードを紛失した場合、身分証明書や紛失証明書等がなくても、避難先を含む最寄りの地方出入国在留管理官署で在留カードの再交付を受けることができます。
- 在留カードに関する以下の手続きについては、法定の期間を経過していても通常どおり行うことができます。

〈地方出入国在留管理官署で行う在留カード関係の届出・申請〉

- 在留カードの氏名等の記載事項の変更届出（入管法第19条の10第1項）
- 在留カードの有効期間更新申請（入管法第19条の11第1項）
- 在留カードの紛失等による再交付申請（入管法第19条の12第1項）

〈市区町村で行う住居地の届出〉

- 新規上陸後の住居地届出（入管法第19条の7第1項）
- 在留資格変更等に伴う住居地届出（入管法第19条の8第1項）
- 住居地の変更届出（入管法第19条の9第1項）

- 住居地の届出は、お住まいの又は避難先の市区町村で行っていただきますが、この際、在留カードが必要となるので、在留カードを紛失した方は、先に最寄りの地方出入国在留管理官署で在留カードの再交付を受けて下さい。